

令和5年度に新卒保育士の内定をする ～ 保育事業者の皆様へ ～

令和5年度埼玉県新卒保育士 就職準備金貸付のご案内

埼玉県では、令和5年度中に新卒保育士の採用を内定する県内の保育所等を運営する事業者に対し、内定した新卒保育士の「就職準備金」を無利子でお貸しします。

この制度は、採用した新卒保育士が2年間保育士として就業継続した場合、借りた資金の全額が返済不要となります。

事業者への貸付金額

新卒保育士1人あたり **20万円**

※市町村負担がない場合は15万円となります



◆貸付対象◆ 以下のすべてを満たす保育事業者が対象です。

- ①令和5年度に新卒保育士（※1）の採用を内定する埼玉県内の保育所等（※2）を運営する法人等であること。
- ②新卒保育士の勤務先の保育所等が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け三府省連名通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること（申請日時点でキャリアパス要件を満たしていない場合は、市町村による確認が必要）。
※ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。
- ③当該年度に都道府県知事の指定する保育士養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
- ④貸付金が交付された月の翌月末までに、新卒保育士に対して20万円を一括で給付又は貸付することに同意すること。

（※1）新卒保育士

常勤保育士（就業規則で定める常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者、又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であり、次の①②のいずれかに該当すること。

①令和5年度中に養成施設※を卒業した者又は卒業見込みの者。

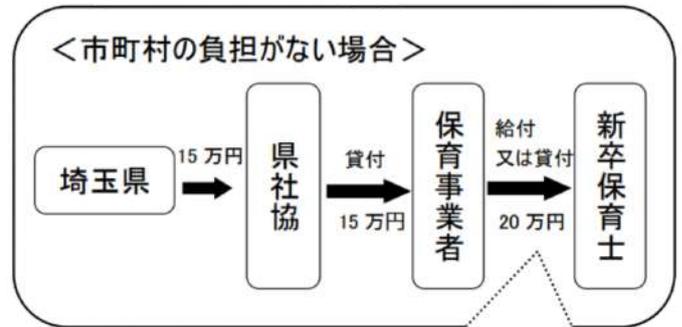
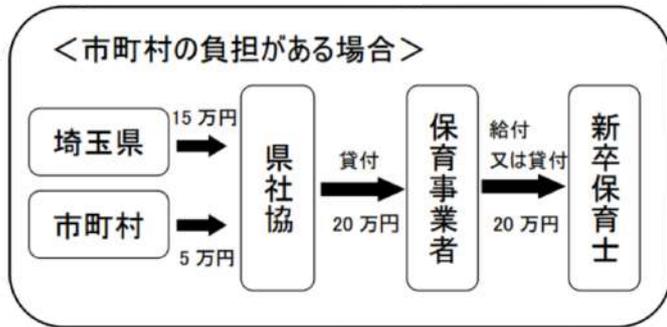
※4年生大学や短期大学、専門学校に設置されている保育士の養成コース

②令和5年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

（※2）保育所等

県及び市町村以外のものが運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

◆貸付金の交付について◆



【該当市町村】

行田市、秩父市、羽生市、戸田市、三郷市、皆野町
宮代町、杉戸町、横瀬町、鴻巣市、加須市、幸手市

県社協からの貸付金 15万円
+ 保育事業者の負担金 5万円

※市町村負担分5万円が無い場合、県社協からの貸付額は15万円となります。その場合、新卒保育士に就職準備金を支給する際に保育事業者が5万円を負担し、20万円にして新卒保育士に給付又は貸付をする必要があります。

※市町村負担がある市町村でも、市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、事業者負担となる可能性があります。

◆返還免除の要件◆

新卒保育士が、採用された保育所等の所在する市町村の区域内（※）において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事した場合。

（※）貸付額が15万円の場合は、埼玉県の区域内となります。

◆申請方法◆

必要書類を揃え、申請期間内に下記に御提出ください。

<申請期間> 令和5年9月1日（金）～令和6年3月8日（金）

※ただし、貸付人数500名（先着順）に達した時点で受付は終了となります。

※受付状況は、随時本会ホームページで御案内します。

保育所等の種別	申請先
認可保育所、認定こども園 小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

◆留意事項◆

- ・新卒保育士が、退職等により返還免除の要件を満たさない場合は、借入れた資金の返還が生じます。
- ・貸付には審査があります。審査の結果により貸付ができない場合があります。

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

